

建設工事等の契約手続における電子契約について

茨城県企業局

茨城県企業局では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、建設工事及び建設コンサルタント業務において、令和3年8月から電子契約を導入しております。

1 電子契約のメリット

- ・契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・費用（印刷代、郵送代、封筒代）の削減
- ・契約締結までの時間（郵送に要する時間）の削減
- ・テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

2 電子契約の利用方法

- ・入札に参加する際、電子契約に利用する電子メールアドレスを発注者に提出
- ・落札後、契約書等をデータで発注者に提出
- ・電子契約システムから電子メールが届くので、承認手続きを行い、契約成立
- ・詳細については以下のアドレスから利用ガイドをご確認ください。

<https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp/page/page000144.html>

3 対象案件

茨城県企業局が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務

※書面での契約を行うこともできます。